

アールトスペース(催事室)  
利用のご案内  
(展示利用)



**管理部文化情報センター劇場運営グループ**

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

電話：052-971-5511（代）

ホームページ：<http://www.aac.pref.aichi.jp>

## 利用申し込みの手続き

### 1 申し込み手続き

- (1) 美術等の芸術文化活動でアートスペース（催事室）を展示で利用することを希望される場合には、次の申込受付期間に、利用許可申請書を提出してください。
- (2) 申し込みの際には、利用許可申請書とともに、展覧会の概要、団体の設立以降の経緯、出品者の活動歴、作品の写真等参考となる資料を添付してください。
- (3) 展示室として利用できるのは、アートスペースG・H・X室です。
- (4) 利用期間中でも愛知芸術文化センターが主催する事業等を行うため、申し込みができない期間があります。

### 2 申し込みの受付期間等

- (1) 申込受付期間

利用期間	受付期間
利用開始日が、1月4日から6月30日までの間	利用開始日の含まれる年の前年の6月1日から20日まで
利用開始日が、7月1日から12月27日までの間	利用開始日の含まれる年の前年の12月1日から20日まで

- (2) 申込受付場所及び時間

「施設利用受付窓口」（地下2階アートプラザ内）

午前10時から午後6時（土曜日、日曜日及び休日は午後5時）まで。

（注）休館日（原則として毎週月曜日 その日が祝日または振替休日に当たるときは開館し、その翌平日に休館します）には、受付を行いません。

『申込についてのお問い合わせ』 専用電話:052-971-5516 F A X 052-971-5541

### 3 利用許可の方法

- (1) 愛知芸術文化センター管理部長は、利用許可を適当と認める場合は、各利用許可申請者に対して利用許可書を交付します。
- (2) 愛知芸術文化センター管理部長は、展示の利用希望が競合した場合には、受付期間終了後整理の上、別途日時等を指定して申し込み者による抽選を行い許可します。
- (3) グループ展（3人以上によるものをいう。）は、個展よりも優先されます。

### 4 利用許可しない場合

次のような場合には、愛知芸術文化センター管理部長は、利用許可しません。

- (1) 商品の展示、販売及び商品の販売の促進に寄与するものである場合
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがあるものである場合
- (3) 展示しようとする作品が、「展示方法及び飾りつけについて 9 搬入品の制限」に記載するものにあたる場合等施設の構造上又は管理上支障のあるものである場合
- (4) 暴力団の利益になると認められる場合

## 利用時間等

- 1 展示場への入場時間は、原則として、午前 10 時から午後 6 時までです。  
ただし、日曜日に搬出作業を行う場合は、午前 10 時から午後 5 時までです。
- 2 休館日
  - (1) 毎週月曜日（この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日。）
  - (2) 毎年 12 月 28 日から 12 月 31 日までと 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
  - (3) その他、設備の点検又は整理期間のため、臨時に休館することがあります。
- 3 利用期間
  - (1) 原則として、火曜日から日曜日までの 6 日間を単位とします。
  - (2) 連続して利用する場合は、引き続く 2 単位を限度とします。

## 使用料

- 1 使用料  
アートのスペース（催事室）の使用料金は、別表のとおりです。  
なお、特殊な照明や写真撮影等のため電源を使用する場合の料金（実費）は、別に負担していただきます。
- 2 使用料の納入
  - (1) 納入期限  
使用料及び附属設備の使用料については、利用日の前日（休館日を除く）までにお支払いください。  
附属設備使用料の追加分は、会期終了までにお支払いください。
  - (2) 納入方法  
現金又は振込のいずれかの方法によりお支払いください。
    - ア 現金で納入される場合  
「施設利用受付窓口」（地下 2 階アートプラザ内）でお支払いください。
    - イ 振込により納入される場合  
所定の様式の納入通知書を郵送しますので、最寄りの銀行等の窓口でお支払いください。  
なお、振込により納入された場合には、アートのスペースを利用される前日までに、領収印を押した納入通知書兼領収書を「施設利用受付窓口」に提示していただくか、納入通知書兼領収書の写しを、「施設利用受付窓口」まで郵送してください。（FAX 052-971-5541 で送信していただいても結構です。）
  - (3) 使用料の還付  
いったん納入された使用料は、次の場合を除き還付いたしません。
    - ア 知事が、公共の福祉のために許可を取り消したり、利用の中止を命じたとき。
    - イ 利用者が、愛知芸術文化センター管理部長の承認を受けて利用を取り消したとき。

## 事前打合せ等

### 1 事前打合せ

利用許可申請者又は会場利用責任者の方は、利用開始日の1か月前までに来館の上、担当者と打合せを行ってください。

打合せの日時等につきましては、「施設利用受付窓口」からご連絡します。

なお、「施設利用受付窓口」との連絡は、全て利用許可申請者又は会場責任者を通じて行うようにしてください。

### 2 広報等

新聞広告、ポスター、チラシ等を出される場合には、事前に協議してください。

なお、ポスターやチラシ等を作成された場合には、資料として文化情報センターアートプラザへ50部以上お持ちください。

### 3 看板の設置等

使用する看板の大きさや設置場所については、「施設利用受付窓口」にご相談ください。

展示パネル等作品以外の搬入物がある場合についても、あらかじめ申し出てください。

## 搬入・搬出

### 1 搬入・搬出時間

#### (1) 搬入

休館日の午後1時から午後5時までの間の指定する時間内

#### (2) 搬出

日曜日の午後5時から終了までの間の指定する時間内

※利用者は、指定された時間内に搬入、搬出を終了するよう迅速かつ安全に作業を行ってください。

### 2 搬入、搬出に当たっての入館手続き

(1) 搬入・搬出に当たっては、あらかじめ搬入・搬出を行う方の名簿を提出してください。

(2) 搬入・搬出を行う方の名簿を提出いただきましたら、あらかじめ、入館パスを「施設利用受付窓口」に届け出てください。

入館パスがないと入館できませんので、搬入、搬出を行う際には、守衛室から見やすい位置に着用してください。

### 3 搬入・搬出の方法

#### (1) 搬入・搬出の出入口及び使用エレベーター

##### ア アートスペースG・H（12階）

原則として1階の搬入口E（建物北側）を用い、12階までは、荷物用エレベーター（11号機）を利用して、搬入、搬出を行ってください。ただし、愛知芸術文化センター管理部長が許可した場合に限り、9号機も使用できます。（展示の搬入・搬出の経路図参照）

（10号機は、人専用で、荷物の運搬はできません。）

搬入、搬出を行う際には、一般利用者の迷惑とならないように注意してください。

また、施設の利用状況により搬入・搬出時間等を調整することがあります。

#### イ アートスペースX(地下2階)

原則として地下5階の駐車場からの搬入口(建物南側)を用い、荷物用エレベーター(13号機)を利用して、搬入、搬出を行ってください。ただし、愛知芸術文化センター管理部長が許可した場合に限り、芸術文化センター南側外階段も利用できます。

搬入、搬出を行う際には、一般利用者の迷惑とならないように注意してください。

##### (ア) 11号機、13号機(展示品搬入、搬出用:各1基)

かご内法 高さ2.3m、幅1.8m、奥行1.5m

積載荷重 1.15t

扉寸法 高さ2.1m、幅1.1m

##### (イ) 9号機(人・荷物用)

かご内法 高さ2.6m、幅1.7m、奥行2.1m

積載荷重 1.65t

扉寸法 高さ2.3m、幅1.2m

#### (2) 個別持ち込み、持ち出しがある場合

やむを得ない事情により個別持ち込み、持ち出しをする場合は、事前に搬入・搬出者の名簿を提出して、地下1階から搬入、搬出を行ってください。

搬入当日は、地下1階の守衛室付近に適宜受付等を設けるなどして、できるだけ受け付けた作品をまとめて台車で運搬するようにしてください。

#### (3) 駐車スペース

1階の搬入口Eを使用する場合には、搬入口に3台まで駐車可能です。

地下1階から搬入、搬出を行う場合には、付近に駐車スペースがありませんので、展示品の積み降ろしを終了した車は、速やかに移動させてください。

なお、一般の駐車場(アートパーク東海)は、地下3階から地下5階までとなっておりますが、正面玄関からは、入館できませんので、一度外に出て、地下1階から入館してください。

## 展示方法及び飾りつけについて

- 1 作品は、全て展示室内に展示してください。
- 2 専用ピクチャーレールの使用  
絵画、写真等を展示される場合には、専用のピクチャーレールを使用してください。  
この際、高所で作業する者は、安全帽等の安全具を着用し作業をしてください。
- 3 壁面(可動壁を含む。)以外に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台を利用するなど、作品に合った養生をしてください。
- 4 会議机を展示台として利用する場合には、作品を直接机の上に置かないでください。
- 5 天井、側壁等への直接工作の禁止  
キャプション等を壁にとめる場合は、虫ピンを使用してください。

施設の天井、側壁、柱、床、ガラス、扉等には、画鋸、糊、接着テープ、針、針金、油、塗料等で直接工作することはできません。

#### 6 可動壁、展示パネルの移動等

可動壁、展示パネルの移動、組み立ての際は、必ず軍手を使用してください。

#### 7 スポットライトの取り付け等

スポットライトの取り付け、取り外しの際は、必ず軍手を使用してください。

また、取り外す際には、熱がとれてから、箱の区切りの中に一個ずつ入れてください。

#### 8 使用した備品の返却

使用した備品（台車、机、椅子、ピクチャーレール、スポット等）は、使用後は、必ず元の場所にもどしてください。

#### 9 搬入品の制限

次のようなものは、展示室に持ち込むことはできません。

- (1) 他の利用者及び来館者の迷惑になるような音を発し、若しくは煙霧を発生させる仕掛けのあるもの。
- (2) 悪臭を発し、又は腐敗の恐れのある素材を使用したもの。
- (3) 刃物等を素材にするなど人に危害を及ぼす恐れのあるもの。
- (4) 砂利、砂、土、石材等を直接床面に置いたり、床面を汚損、毀損する恐れのある素材を使用したもの。
- (5) 天井から直接吊り下げるもの。
- (6) 動物、危険物、許容範囲を超える重量物等
- (7) 発火又は引火しやすいものや、その他消防法上の危険物。
- (8) 法規にふれる恐れのあるもの。
- (9) その他管理運営上、支障を来すと認められるもの。

### 利用当日の注意

#### 1 利用者の入室時、退室時の連絡

利用責任者は、利用許可書を携帯して、12階のアートスペースインフォメーションの警備員に、提示のうえ入室してください。（会期中は正面玄関から入館してください。）

退室するときには、電気を消し、必ず警備員に連絡してください。

利用時間が終了し、搬出が終了したときには、入室前の状態に戻した上で、必ず警備員に連絡し点検を受けてから退出してください。

#### 2 利用許可書の携帯

会期中は、利用許可書を常に携帯してください。

#### 3 受付の常駐

会期中は、必ず利用責任者又はその代理人を受付に常駐させてください。

展示室の監視及び受付等展示会の運営に要する人員は、利用者の責任において配置してください。

なお、展示会開催中の主催者控室はありませんので、必要があれば他の部屋を借りるようにしてください。

#### 4 秩序維持

施設内では秩序を守り、他の利用者に迷惑をかけたたり施設に損害を加えるような行動をしないでください。

#### 5 禁煙

愛知芸術文化センター館内は禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮ください。

#### 6 飲食等の禁止

アートスペース内及びロビーで、昼食等をとることはできません。また、紙パック、缶、ビンのジュース類の持ち込みも禁止です。

#### 7 湯沸室の利用

(1) 湯沸室に自動湯沸器の設備がありますので、ご利用ください。

なお、やかん、湯呑み、盆、お茶の葉はありませんので、利用者において用意してください。

(2) 湯沸室は、他の室の方と共同使用となっておりますので、他の利用者に迷惑のかからないようにしてください。

(3) 湯沸室利用後は、清掃と後片付けをしてください。

#### 8 電話

施設内の電話は内線専用です。

外線通話は公衆電話等を利用してください。

#### 9 盗難予防

室内持込品の盗難、紛失等による損害については、一切責任を負いませんから、盗難予防については、利用者において責任をもって行ってください。

#### 10 絵画等の売買（予約）の禁止

商品の販売及び商品の販売を前提とする展示はできません。

ただし、展覧会図録については、あらかじめ物品販売願を提出し、愛知県芸術文化センター管理部長の承認を受けた場合には、販売することができます。

#### 11 楽器類の使用等の禁止

楽器類を使用したり、放歌高吟、舞踏を行うことはできません。

#### 12 生花、植木等の禁止

展示室内に、生花、植木等の植え鉢を飾ることはできません。

### 利用の変更、取り消し等

#### 1 施設利用権の譲渡等の禁止

アートスペースを利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

#### 2 利用許可の変更及び取り消し

許可を受けた後、利用時間等の変更又は取消しを希望される場合は速やかに申請してください。  
使用料を納入された後は、施設、附属設備の利用の追加はできますが、変更又は取消しはでき

ません。

### 3 許可の取消し及び許可の中止命令

次の場合には、許可の取消し又は利用の中止を命じることがあります。

- (1) 利用者が施設の利用に際して許可の条件及び愛知芸術文化センター管理部長の指示に従わないとき。
- (2) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

### 設備等の汚損等の原状回復

利用者が故意又は過失によって、施設内の設備、器物等を汚損し、又は紛失したときは、速やかに警備員に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理補修し、原状に復してください。

### 非常時の措置

- (1) 利用者は、事前に施設内の退避順路等の確認を行うとともに、火災、地震等の非常事態が発生したときには、施設の利用を中止し、管理者の指示に従って、来場者の避難誘導を行ってください。
- (2) 東海地震注意情報、予知情報、警戒宣言が発せられた場合、愛知芸術文化センターは閉館となりますので、展覧会を中止するとともに、展示室内にやむを得ず残置する展示物等については、転落防止、落下防止、盗難防止等の措置を行い、速やかに退館していただきます。なお、この場合、使用料については原則として還付しますが、その他の補償は一切行いませんのであらかじめご了承ください。また、その他災害が発生する恐れのあるときは、施設の利用を中止する等、管理者の指示に従い、来場者の安全を確保するための措置を講じてください。

### アートスペース（催事室）仕様及び使用料金

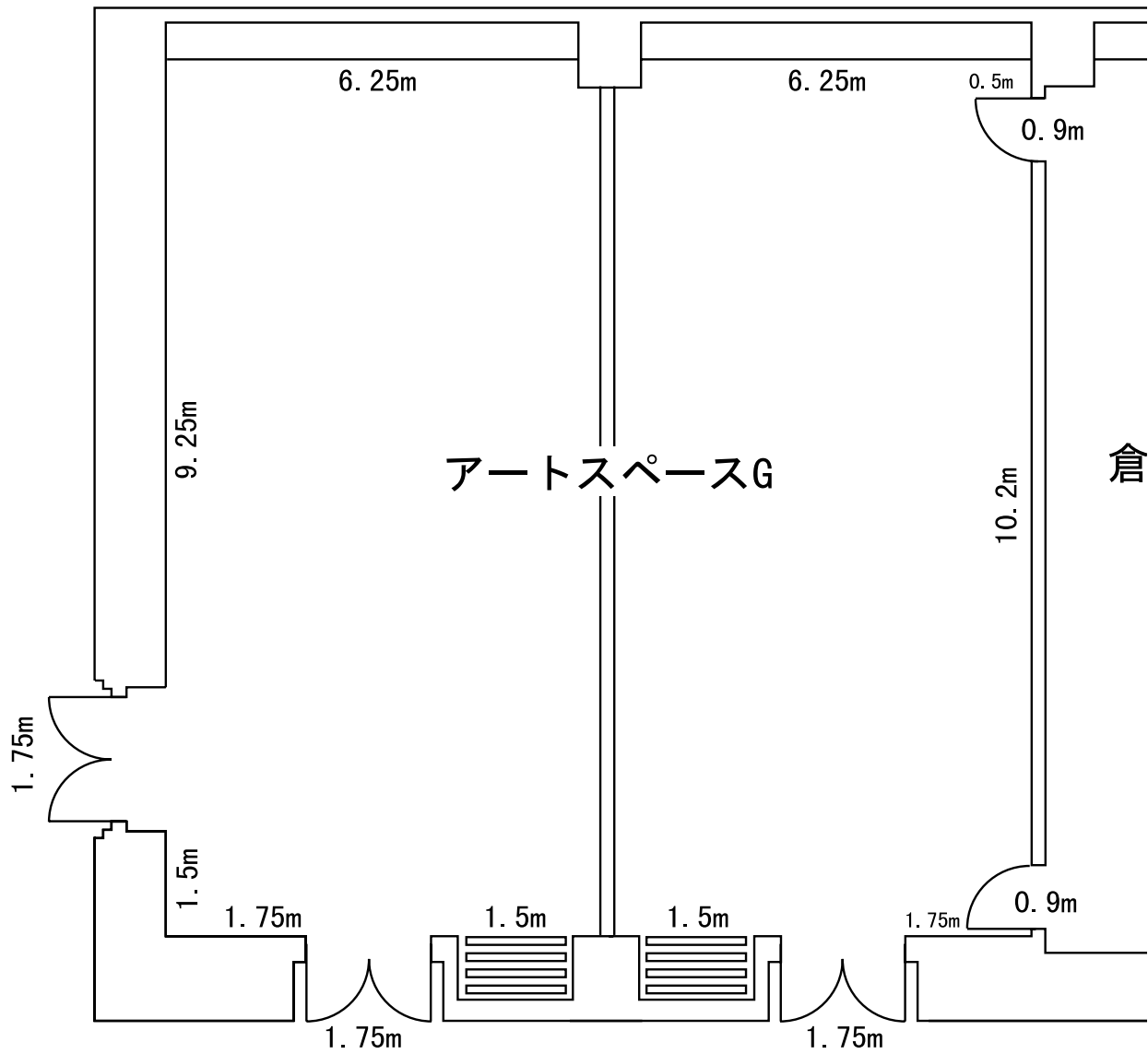
(平成 12 年 7 月 1 日改訂)

階	室名	使用料金	天井高	壁長	照明	コンセント等	設備備品等
12階	アート スペースG	一日当たり 6,400 円	2.8m	固定壁 24m 可動壁 22m	蛍光灯	コンセント 12 個	ピクチャーレール、スポットライト 展示用可動壁 会議机、椅子、ホワイトボード
	アート スペースH	一日当たり 5,000 円	2.8m	固定壁 26m	蛍光灯	コンセント 12 個	ピクチャーレール、スポットライト 会議机、椅子、ホワイトボード（展 示パネル）
地下2階	アート スペースX	一日当たり 3,700 円	3.0m	固定壁 30m	蛍光灯	コンセント 8 個	ピクチャーレール、スポットライト 会議机、椅子、ホワイトボード（展 示パネル）

(注) 電気使用料は、1 キロワット 1 時間につき、50 円です。



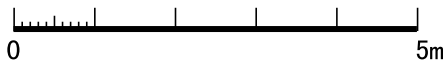
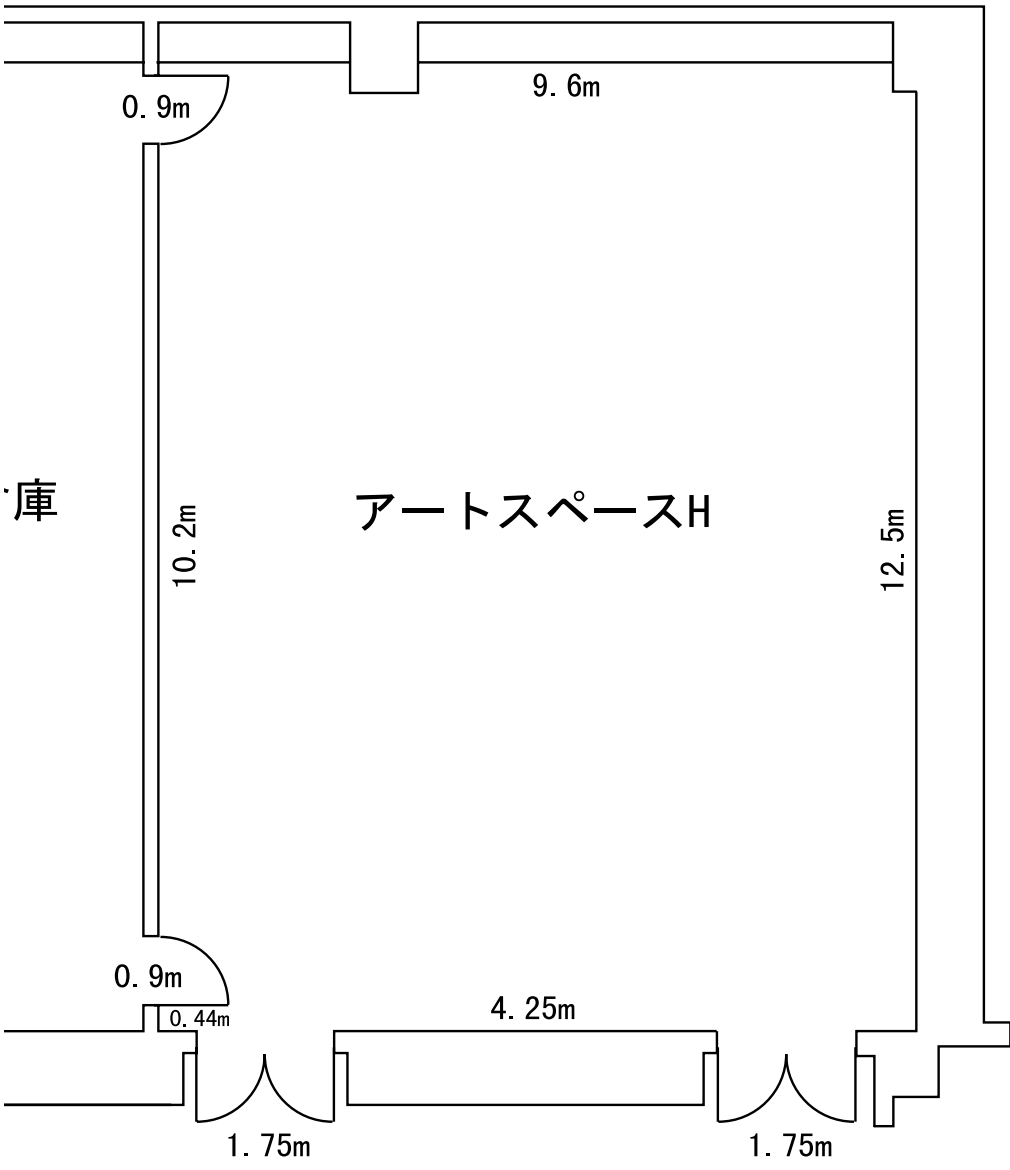
# アートスペース



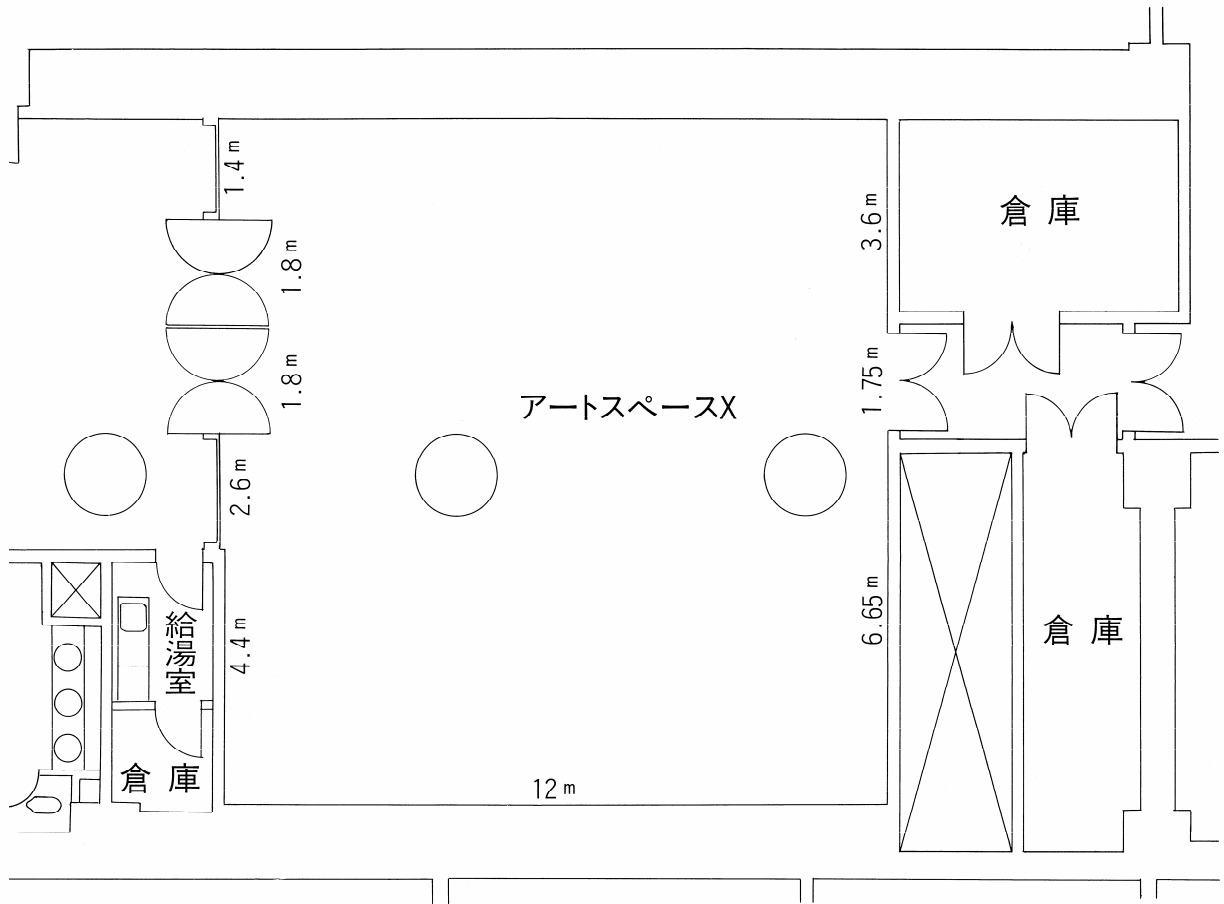
※下表の壁長は、実測値の合計と多少の誤差があります。

室名	面積 m <sup>2</sup>	固定壁長	可動壁長	天井高	床材
アートスペース G	150	24 m	22 m	2.8 m	タイル カーペット
アートスペース H	120	26 m	—	2.8 m	タイル カーペット

G・H (12階)

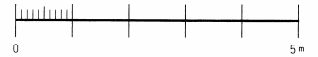


# アートスペースX



※下表の壁長は、実測値の合計と多少の誤差があります。

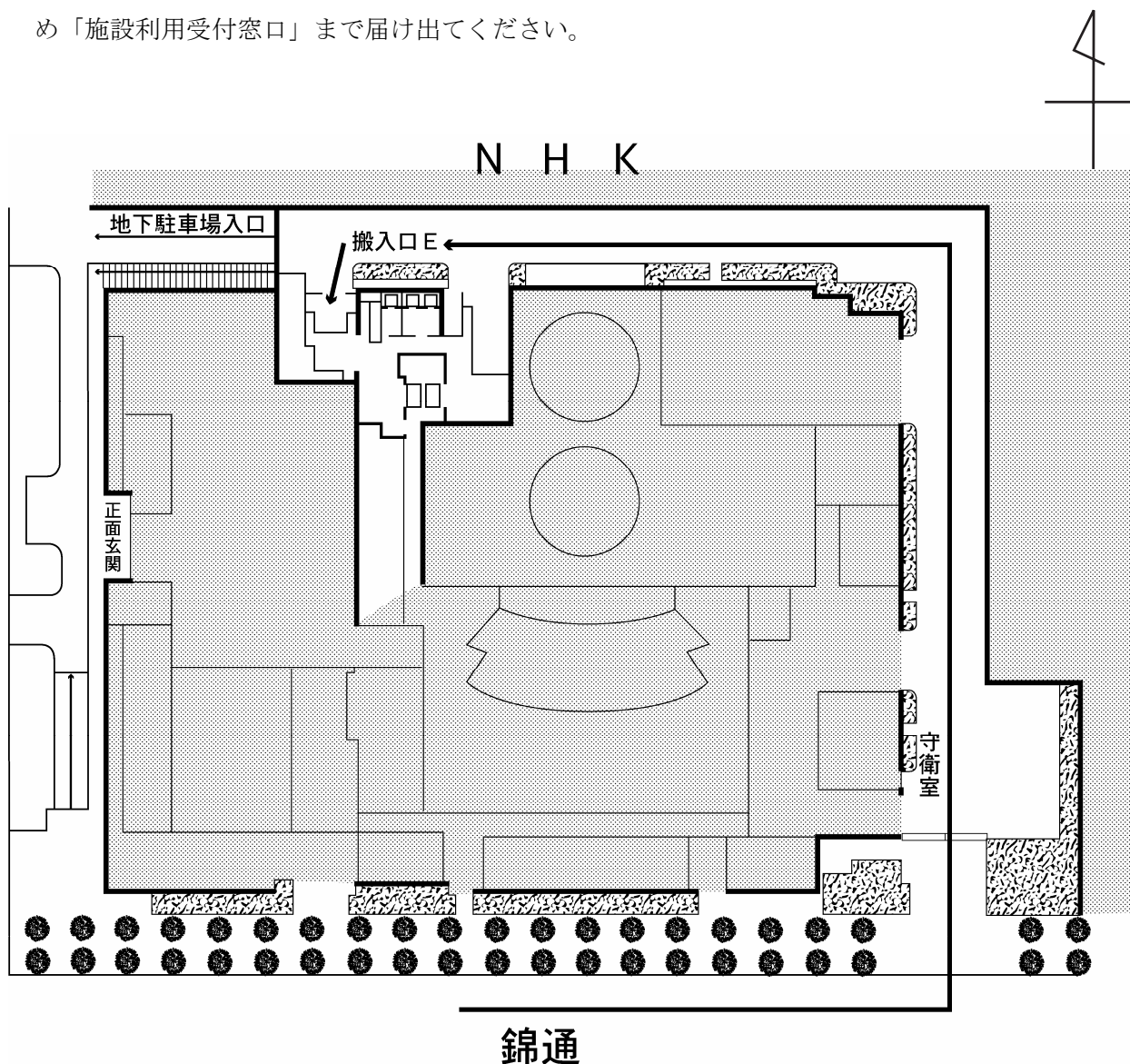
室名	面積 m <sup>2</sup>	壁長	天井高	床材
アートスペース X	144	38.6 m	3.0 m	ゴムタイル



## 展示の搬入・搬出の経路（1階搬入口E）

- 1 搬入・搬出は、原則として、できるだけ展示品を利用者側で集約して、トラック等で一括して、下記の経路により、1階の搬入口E（建物北側）から行ってください。

なお、使用するトラック等の車種・車番（業者名）と搬入・搬出を行う方の名簿を、あらかじめ「施設利用受付窓口」まで届け出てください。



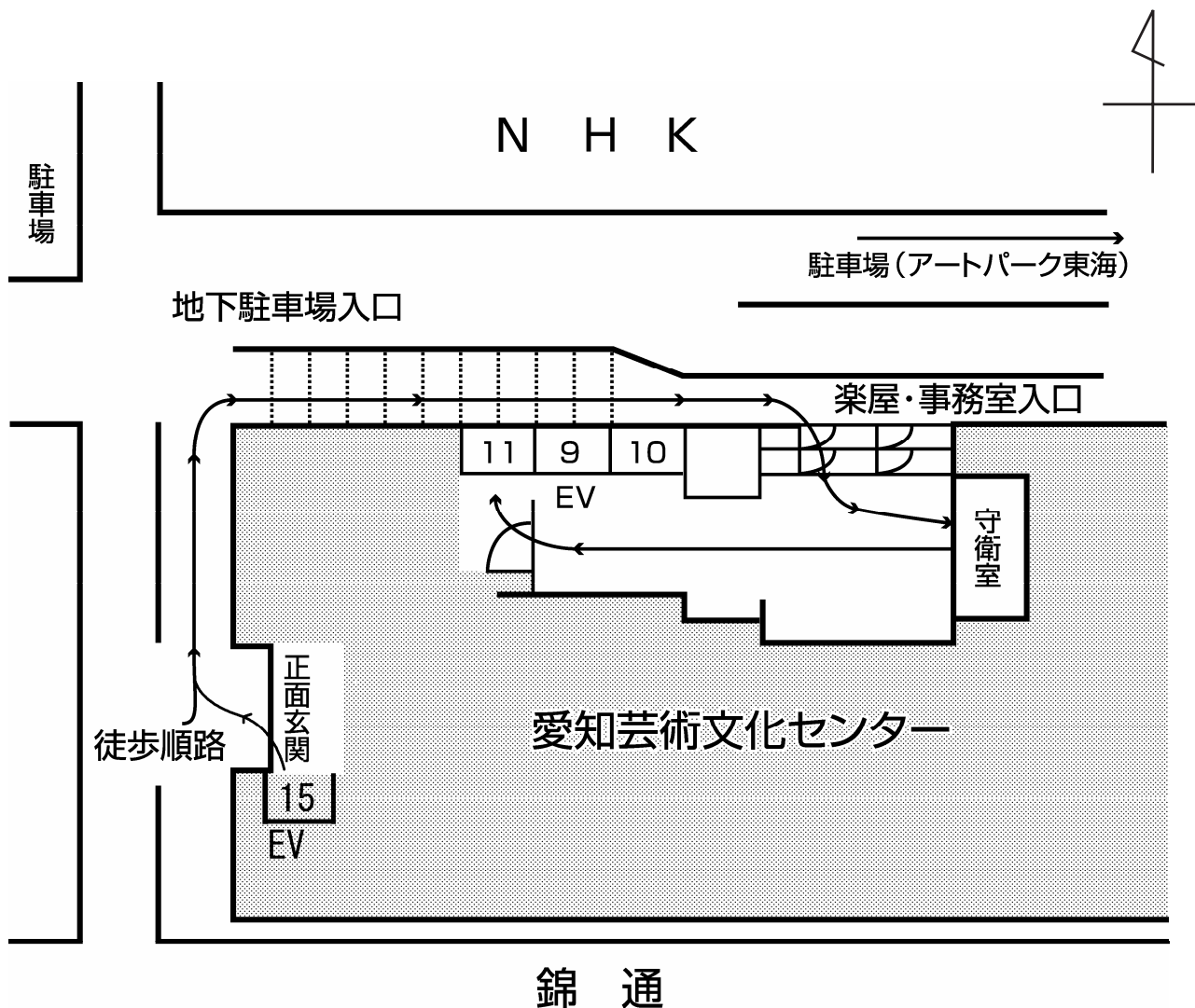
- 2 搬入口Eを使用される場合には、搬入口付近に3台まで駐車が可能です。

当日、ゲートを通られる際に、守衛から指示がありますので、指定された駐車スペースに駐車してください。

## 展示の搬入・搬出の経路（地下1階入口）

1 徒歩等により作品の搬入・搬出をされる方は、下記の経路により、地下1階から入館してください。

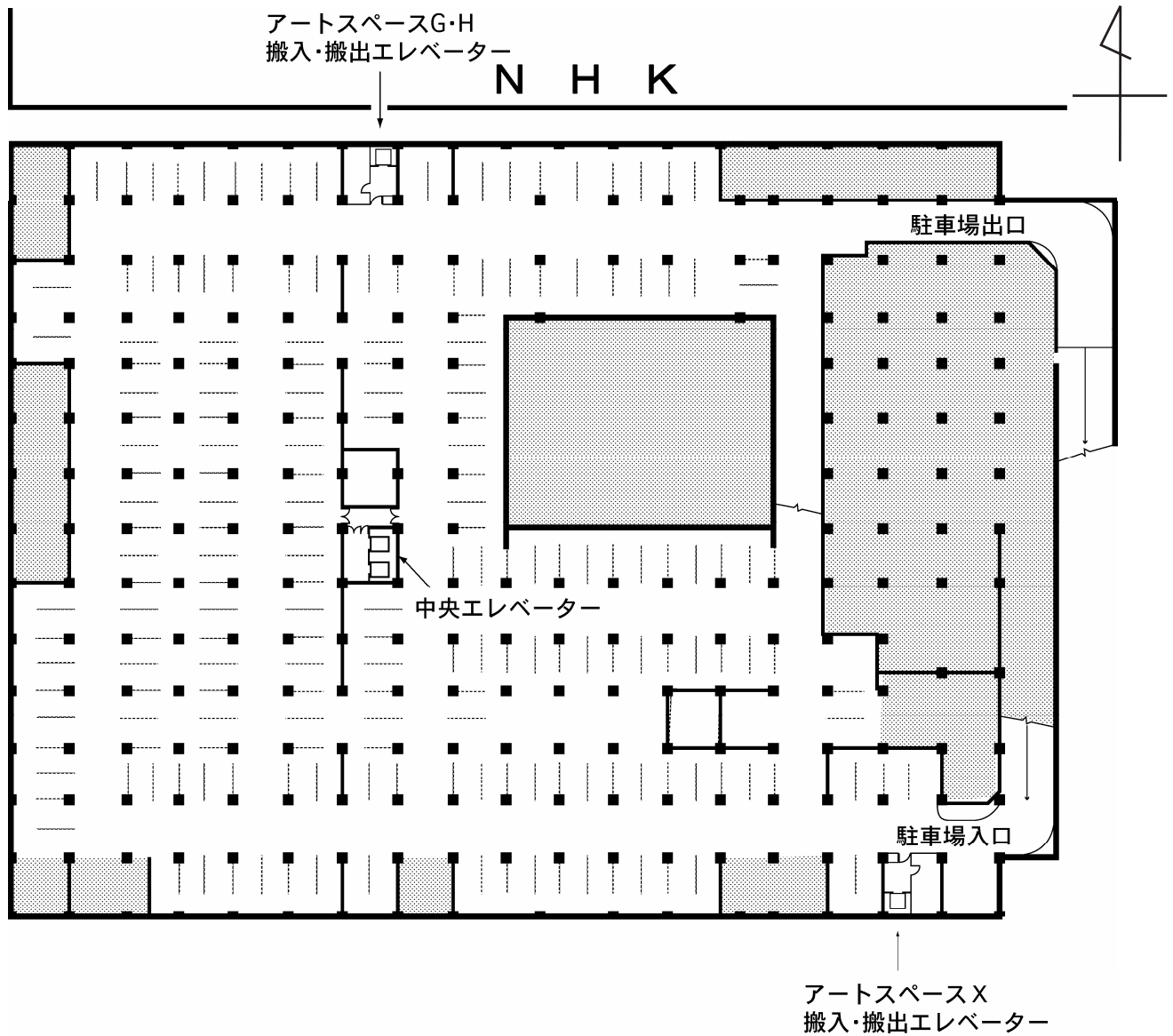
入館される際は、あらかじめ「施設利用受付窓口」に届け出た「入館パス」を、必ず守衛に見せてから入館してください。



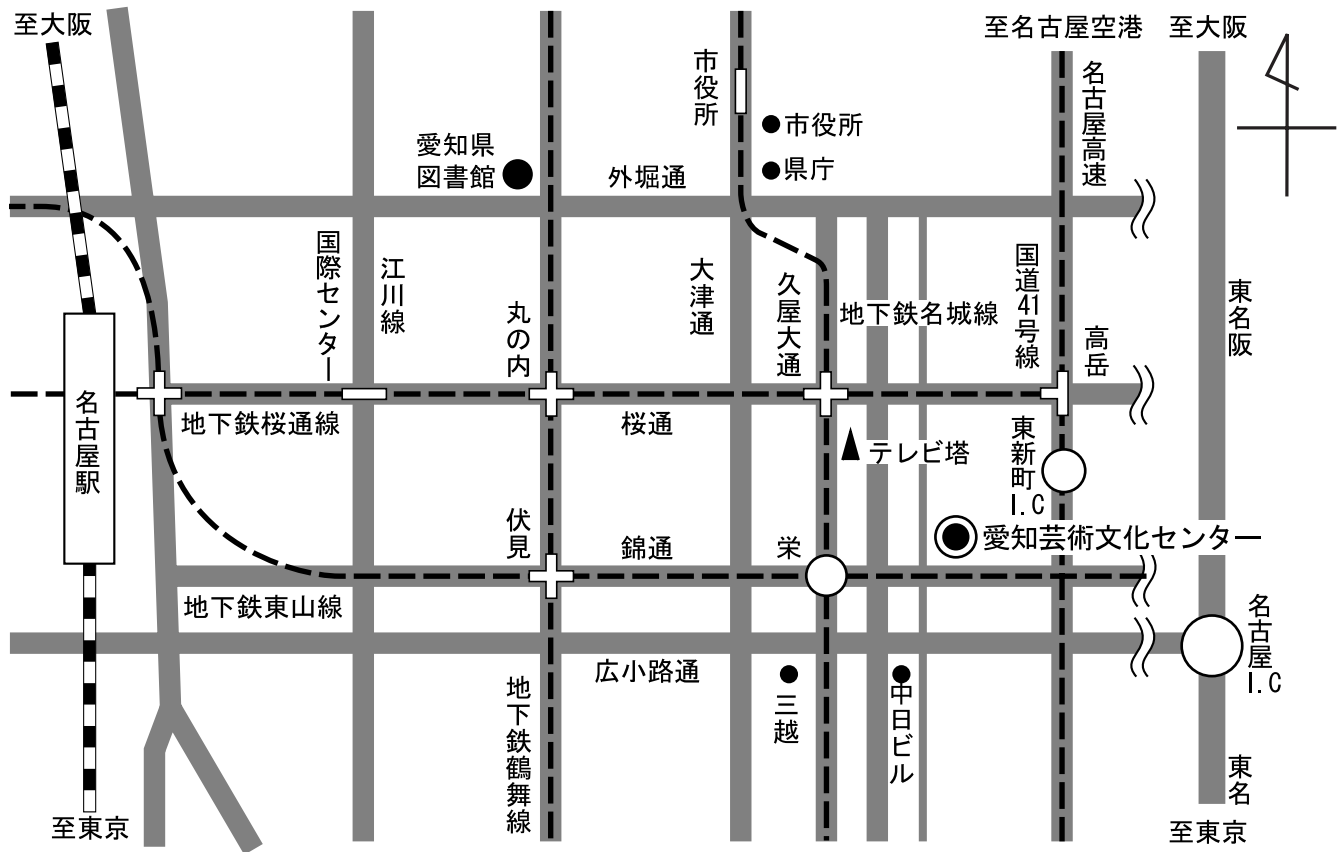
2 搬入日（月曜日）は、アトスペースは休館日のため、正面玄関からは入館できませんので、東海アートパーク（地下5階）の駐車場を利用される方も西側15号エレベーターで、一度外に出て、地下1階から入館してください。

## 展示の搬入・搬出の経路（地下5階入口）

- 1 アートスペースG・H及びXへの搬入・搬出エレベーターは、普段は利用できませんので、搬入・搬出時以外は、中央エレベーターをご利用ください。



# 愛知芸術文化センター



地下鉄東山線、名城線「栄」駅下車、4番出口から東へ徒歩2分  
名鉄瀬戸線「栄町」駅下車、徒歩2分  
名古屋 I.C (東名阪) → 楠 I.C (名古屋高速) → 東新町

## アトスペース (催事室) 利用のご案内 (展示利用)

平成23年4月1日発行

愛知芸術文化センター管理部  
文化情報センター劇場運営グループ  
電話 052-971-5511(代)